

医療情報取得加算に関する掲示

当院はオンライン請求及びオンライン資格確認を行う体制を有し、薬剤情報、特定健診情報その他必要な情報を取得・活用して診療を行います。診療情報取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めています。

医療情報取得加算について 2024/12/1 より、

健康保険証、マイナ保険証どちらの利用にかかわらず、下記の通りに改正されました。

改定後	初診料(初診時に 1 回)	再診料(3 か月に 1 回)
健康保険証 マイナ保険証	加算1点	加算1点

正確な情報を取得・活用するため、マイナ保険証の利用にご協力をお願いいたします。

しみず眼科